平成２４年（フ）第９５８５号
埼玉県さいたま市見沼区大字東宮下386―６
債務者　岸　　匠
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５８７号
東京都板橋区坂下１丁目38―16―402
債務者　井上　高志
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１２号
岡山市南区豊浜町８番７号　シティハイツ蘭101号
債務者　淺津　郁弥
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４０号
岡山市北区今２丁目18番16号　今ハイツＢ棟101
債務者　万代　裕太
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５号
長野県小諸市市町３丁目９番１号　雇用促進住宅２―310
債務者　池田千恵子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第１７５号
北海道帯広市西11条南27丁目13番地
債務者　早坂　　誠
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第７８１号
東京都八王子市長沼町1202番地14
債務者　戸塚　陽介
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３６１号
静岡市清水区能島371番地の１　市営住宅216
債務者　渡邊　　浩
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１９号
静岡県焼津市小土566番地の８　サントピアＢ203号室
債務者　垣本美矢子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９５１０号
東京都大田区東雪谷５丁目33―13
債務者　田村さち子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５１３号
東京都江戸川区西瑞江３丁目21―74―102
債務者　関野　　博
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５２３号
東京都足立区東和３丁目５―21
債務者　座波　昭信
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８号
沖縄県うるま市字具志川2520番地３　エクセラン栗山201
債務者　新城　真子（旧姓天願）
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１５３号
沖縄県うるま市字高江洲600番地３
債務者　照屋　愛弓（旧姓島袋）
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１６３号
釧路市文苑１丁目45番11号
債務者　中軽米佑介
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月25日午後３時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第８９号
栃木県下都賀郡野木町大字友沼5431番地７
債務者　渋谷　佳之
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部